

○川崎市病院局契約審査委員会規程

平成17年3月31日
病院局規程第42号

(目的及び設置)

第1条 川崎市病院局契約規程(平成17年川崎市病院局規程第39号)第22条第1項又は第2項(同規程第26条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、最低の価格をもって申込みをした者又は価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者以外の者を落札者とするかどうかを審査するため、川崎市病院局契約審査委員会(以下「契約審査委員会」という。)を置く。

(組織)

第2条 契約審査委員会は、委員長及び委員若干名をもってこれを組織する。

- 2 委員長は、病院局長をもって充てる。
- 3 委員長は、会議の議長となり、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員等)

第3条 契約審査委員会の委員は、川崎市病院局の職員で、次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 当該契約に係る病院の病院長
 - (2) 当該契約に係る病院の事務局長
 - (3) 経営企画室の会計を担当する担当課長
 - (4) その他病院事業管理者が指名した者
- 2 契約審査委員会に書記を置き、経営企画室の契約を担当する担当係長(課長補佐を含む。)をもって充てる。
 - 3 書記は上司の指揮を受け、庶務その他の事務に従事する。

(会議)

第4条 契約審査委員会は、委員長がこれを招集する。

- 2 契約審査委員会は、当該委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査調書の作成)

第5条 委員長は、当該競争契約に係る審査の結果について遅滞なく審査調書を作成しなければならない。

(その他必要事項)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、委員会の議を経て、委員長がこれを定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。